（別紙様式２）

公共調達の適正化について（平成１８年８月２５日付財計第２０１７号）に基づく随意契約に係る情報の公表（公共工事）

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員数	備考
令和4年4月分該当なし										
令和4年5月分該当なし										
令和4年6月分該当なし										
令和4年7月分該当なし										
令和4年8月分該当なし										
令和4年9月分該当なし										
令和4年10月分該当なし										
令和4年度　東京湾中央航路船舶航行安全対策検討業務 東京湾口航路事務所 R4.11.14～R5.6.30 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 東京湾口航路事務所長 東京湾口航路事務所 神奈川県横須賀市新港町13番地	R4.11.14	（公社）東京湾海難防止協会 神奈川県横浜市中区住吉町４丁目４５番１関内トーセイビルⅡ２０２号室	1020005009686	会計法第29条の3第4項 理由は別紙２－1のとおり （簡易公募型プロポーザル）	20,548,000	19,030,000	92.6%		
令和4年12月分該当なし										
令和5年1月分該当なし										
令和5年2月分該当なし										

別紙２－１

令 和 4 年 度

東京湾口航路事務所

随 意 契 約 理 由 書

（ 件名 ） 令和４年度　東京湾中央航路船舶航行安全対策検討業務

本件は、下記の理由により、公益社団法人　東京湾海難防止協会と随意契約したい。

記

本業務は、東京湾中央航路開発保全航路整備事業（中ノ瀬西方海域）の施工場所周辺海域を航行する船舶に及ぼす影響及び船舶航行の安全確保のために必要な対策について、学識経験者、海事関係者並びに関係官公庁等で構成する委員会を設置し検討するものである。

中ノ瀬西方海域は東京湾の中央に位置し、多種多様な船舶が頻繁に行き交う輻輳海域である。

本業務の実施に当たっては、関係する法規を熟知した上で、船舶交通の特性や作業船による海上工事に精通していることが必要であり、高度な知見と多岐にわたる専門分野に精通していることが求められる。

よって、「工事の各施工段階における船舶航行安全対策を検討する上での着眼点」について技術提案を求め、仕様書に提案を反映し、本業務を遂行することにより、最も優れた成果が期待できる。

したがって、簡易公募型プロポーザル方式（総合評価型）により、発注することとした。

公益社団法人　東京湾海難防止協会は、本業務実施に係る簡易公募型プロポーザル方式により提出された技術提案書等及びヒアリング内容を建設コンサルタント等選定委員会において評価検討した結果、予定管理技術者の経験及び能力、実施方針及び特定テーマに対する技術提案の項目において当事務所が設定した技術提案書を特定するための評価基準を満たした参加表明書等の提出者である。

よって、会計法第 29 条の 3 第 4 項の規定により、公益社団法人　東京湾海難防止協会と随意契約を行うものである。

以上

（別紙様式４）

公共調達の適正化について（平成１８年８月２５日付財計第２０１７号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品役務等）

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員数	備考
公有地使用料	分任支出負担行為担当官 東京湾口航路事務所長 東京湾口航路事務所 神奈川県横須賀市新港町13番地	R4.4.1	横須賀市長 横須賀市小川町１１	3000020142018	予決令第99条第1項第16号 理由は別紙４－１参照	1,447,344	1,447,344	100.0%		
令和４年５月分該当なし										
令和４年６月分該当なし										
令和４年７月分該当なし										
令和４年８月分該当なし										
令和４年９月分該当なし										
令和４年１０月分該当なし										
令和４年１１月分該当なし										
令和４年１２月分該当なし										
令和５年１月分該当なし										
令和５年２月分該当なし										